

คำสั่งคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน ที่ 1/2562
เรื่อง การมอบอำนาจสำนักงานพิจารณาให้สิทธิและประโยชน์เพิ่มเติมสำหรับมาตรการเฉพาะ

(非公式訳)

投資委員会命令

第 1/2562 号

件名：特別措置に対する追加恩典の考慮を事務局への委任

投資委員会は、投資奨励が円滑かつ効率的に行えるよう、仏暦 2520 年(1977 年)投資奨励法第 11 条および第 13 条、ならびに仏暦 2562 年(2019 年)2 月 25 日付第 2/2562 投資委員会の決議に基づき、投資委員会事務局に対し全ての投資規模を対象とし以下の通り追加恩典を得るためのプロジェクト変更を認可するか否か代理で審査することを委任する。

1. 仏暦 2561 年(2018 年)8 月 3 日付投資委員会布告第 6/2561 号に基づく 東部特別開発区 (EEC) における投資奨励措置
2. 仏暦 2561 年(2018 年)12 月 11 日付投資委員会布告第 10/2561 号に基づく 「タイランド・インベストメント・イヤー」における特別な投資促進措置
3. 仏暦 2562 年(2019 年)2 月 12 日付投資委員会布告第 Sor. 2/2562 号に基づく 鉄道産業における投資奨励措置。

尚、即刻有効とする。

発令日：仏暦 2562 年(2019 年)5 月 2 日

陸軍大将

プラユット・チャンオーチャー

(プラユット・チャンオーチャー)

投資委員会委員長